

論点第 2 の 2 (2) 関連

※第1回会議資料3から抜粋

【論点】

第 2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組みとするための方策について

2 管理監督や支援体制の在り方

(2) 国の関与や外国人技能実習機構の在り方 (存続の可否を含む)

技能実習と特定技能の制度比較（概要）



	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／ 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れOJTを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会）及び分野所管省庁
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

外国人技能実習機構の概要

- ・主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任
監督

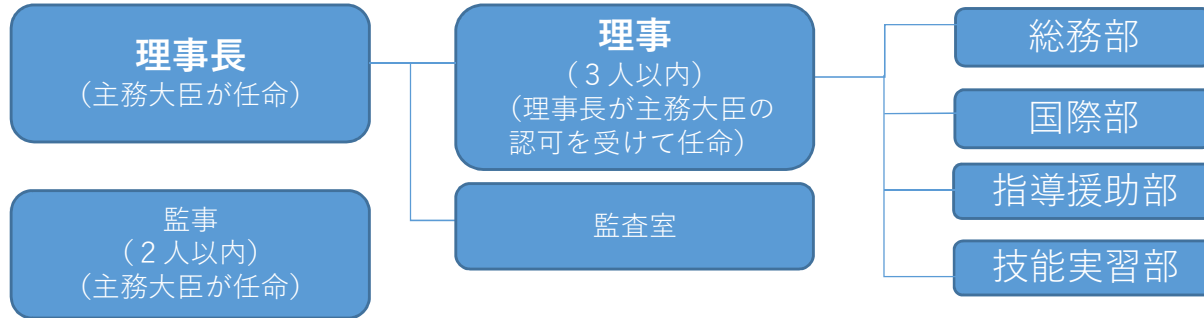
報告

外国人技能実習機構（平成29年1月25日設立）

本部事務所 Tel.03-6712-1523（代表）

東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

人員：97人



地方事務所 全国13か所：本所8か所・支所5か所（管轄地） 人員：490人

- 札幌事務所（北海道）
- 仙台事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- 東京事務所（栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県）
 - ・水戸支所（茨城県）
 - ・長野支所（長野県、新潟県）
- 名古屋事務所（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - ・富山支所（富山県、石川県、福井県）
- 大阪事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- 広島事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- 高松事務所（徳島県、香川県）
 - ・松山支所（愛媛県、高知県）
- 福岡事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）
 - ・熊本支所（熊本県、宮崎県、鹿児島県）

組織形態

- 認可法人
発起人が設立を発起し、主務大臣が設立認可

所掌事務

- 送出機関情報の収集・管理
- 二国間取決めに基づく定期協議
- 監理団体の許可に関する調査

- 実習実施者・監理団体に対する報告要求、徴収、実地検査等
 - ・監理団体（約3,600団体）への実地検査を年1回実施
 - ・実習実施者（約67,000社（R2年度時点）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）

- 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等）の受理

技能実習計画の認定

技能実習継続支援

- 実習実施者の届出の受理

技能実習生の母国語相談対応・援助・保護

- 技能実習に関する調査・研究

- 実地検査件数について、旧制度の直近3年分は968件、現行制度の直近3年分は66,995件となっている。
- 行政処分の件数について、旧制度の直近3年分は725件、現行制度の直近3年分は333件となっている。

1 実地検査の件数

	旧制度		
	平成27年	平成28年	平成29年
実習実施者	394	208	124
監理団体	92	80	70
合計	486	288	194

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの



	現行制度		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習実施者	14,970	17,308	24,105
監理団体	3,087	3,363	4,162
合計	18,057	20,671	28,267

（出典）外国人技能実習機構「令和元年度業務統計」「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

2 行政処分等の件数

① 許可・認定の取消し（旧制度は不正行為による受入れ停止）の件数

（単位：機関数）

受入れ種別		旧制度		
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		3	2	3
団体監理型	実習実施者	238	202	183
	監理団体	32	35	27
合計		273	239	213



現行制度		
令和元年度	令和2年度	令和3年度
0	1	1
23	76	176
4	13	13
27	90	190

（単位：機関数）

② 改善命令の件数

受入れ種別		旧制度		
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型				
団体監理型	実習実施者	対応データなし		
	監理団体			
合計				



現行制度		
令和元年度	令和2年度	令和3年度
0	0	0
2	6	6
0	2	10
2	8	16

○ 受入れ企業への認定の取消し（旧制度は不正行為）の上位3事由

<平成29年（旧制度）>

- 賃金等の不払 136件
- 偽造文書等の行使・提供 51件
- 労働関係法令違反（注） 24件

<令和3年度（現行制度）>

- 労働関係法令違反（注） 68件
- 賃金等の不払 30件
- 計画外の作業に従事 27件

（注）「賃金等の不払」に該当する行為を除く。（現行制度においては、賃金等の不払により刑罰が確定した者を含む。）

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

- 外国人技能実習機構における相談件数は、平成29年度から一貫して大幅に増加している。
- 技能実習生等を対象に、制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成し、SNS等で発信するなど、より分かりやすい情報発信に取り組んでいる。

外国人技能実習機構による母国語相談件数の推移

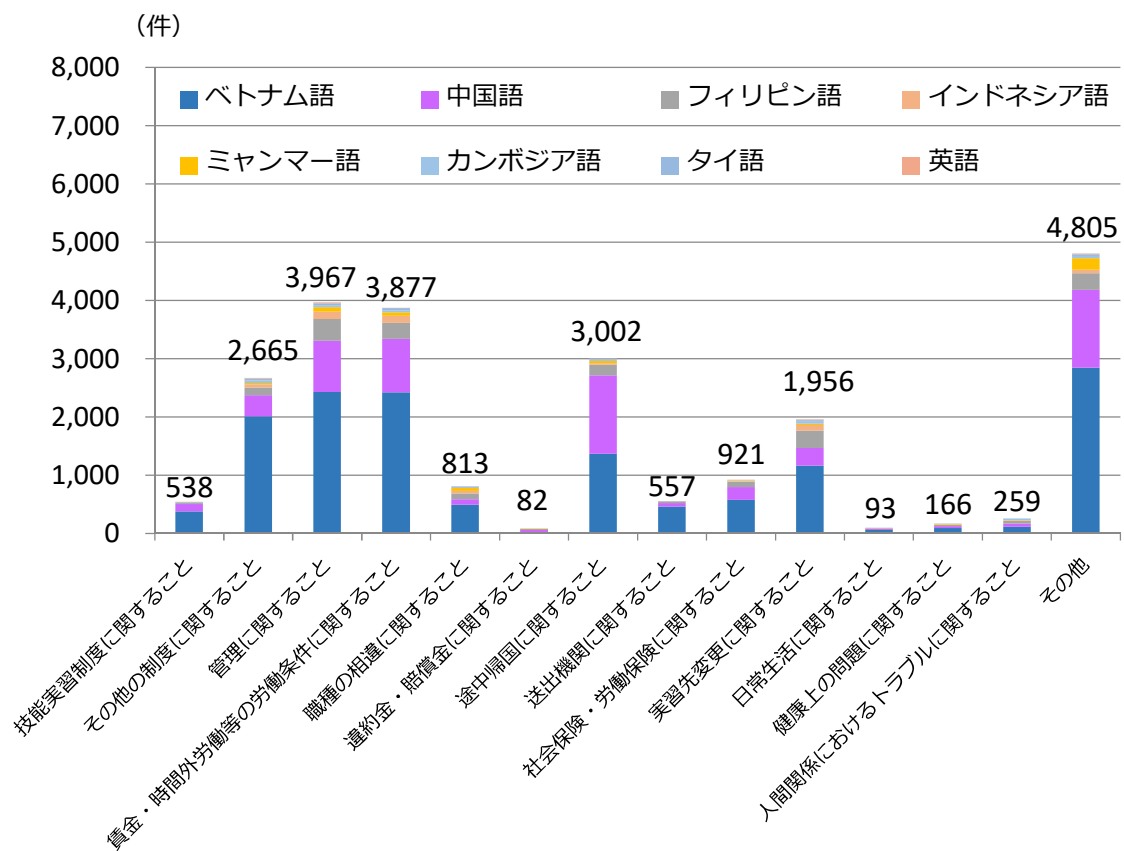
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数（件）	854	2,695	7,452	13,353	23,701

(出典) 外国人技能実習機構「平成29年度業務統計」、「平成30年度業務統計」、「令和元年度業務統計」、「令和2年度業務統計」、「令和3年度業務統計」

外国人技能実習機構による情報発信

- 【アプリによる情報発信】
 - ・日本語教育アプリ『げんばのにほんご』
 - ・「技能実習生手帳」アプリ
 - ※ 入管職員から、技能実習生の入国時に「技能実習生手帳」を一人一人に手交
- 【外国人技能実習機構HPにおける多言語での情報発信】
 - ・技能実習に関する情報のみならず、地域の防災情報等を発信

言語別・相談内容別 母国語相談件数



(出典) 外国人技能実習機構「令和3年度業務統計」

相談対応・情報発信に係る最近の取組

- 2021.3
 - ・技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する動画を10か国語で作成（YouTube）
 - ・上記動画について、入管庁HPやSNS等で発信するとともに、送出国政府に対して周知依頼
- 2021.4
 - ・外国人技能実習機構に「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習生の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築
- 2021.6
 - ・失踪防止のためのリーフレットを作成し、地域協議会や事業協議会等を通じて、業所管省庁や関係機関に協力を要請

実習先変更支援（実習継続困難時）の概要

実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合

監理団体等

技能実習実施困難時届出

外国人技能実習機構

実習生が技能実習の継続を希望

<転籍に向けた取組>

- 他の実習実施者・監理団体等との連絡調整

（ 監理団体が技能実習生の転籍を
あっせん ）

支援

<転籍に関する支援>

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注1）
令和4年10月31日時点で監理団体2,583機関が利用者登録
 - 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注2）
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供
- （注1）技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。
- （注2）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合

（参考）転籍は、やむを得ない事情（現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わない事情）がある場合に認められる。

- ・ 実習実施者の経営上・事業上の都合
- ・ 実習認定の取消し
- ・ 実習実施者における労使間の諸問題
- ・ 実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題 等

技能実習生の転籍件数（推計値・暫定値）（※）

実習実施者等の受入れ側の都合により実習実施困難となった
技能実習生の80%以上で転籍が成立

※ 監理団体等からの技能実習法第33条第1項等に基づく技能実習実施困難時届出のうち、監理団体や実習実施者都合によるもの（令和2年度の8,241件）と、技能実習生からの入管法第19条の16第1号に基づく活動機関（実習実施者）の移籍に関する届出（令和2年度の約6,700件）を使用して推計したもの。

外国人技能実習機構における 実習先変更個別支援受理事件数

単位：件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援	20	36	54	49	39

（出典）外国人技能実習機構「令和3年度業務統計」

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構が一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

技能実習生から外国人技能実習機構（本部又は地方事務所・支所）へ相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断

一時宿泊先の提供

- ・ 外国人技能実習機構は、あらかじめ旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、技能実習生に一時宿泊先を提供

一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生に対する宿泊先と食事等の提供
- ・ 新たな実習先の確保等の支援（費用は外国人技能実習機構が負担）。

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 令和3年度末時点で、宿泊支援件数は、117件（事業を開始した平成30年4月からの累計）
- 宿泊支援協定締結対象施設は、386か所

特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)

1 調査概要

特定技能制度及び技能実習制度について、制度利用者に対し、利用目的、制度に対する意識や満足度を調査し、両制度の利用実態の把握を行ったもの。

2 調査方法

制度利用者(調査対象者)を無作為に抽出し、アンケート票を郵送し、回答後、返送する方法で実施した。(なお、技能実習生及び特定技能外国人については、所属機関経由で本人に配付し、返送は本人自身で行うものとした。)また、調査は、無記名としたほか、外国人向け調査票は多言語翻訳を行った。

3 調査実施期間

令和4年5月9日から同年6月3日まで

4 調査対象

	対象者	抽出数
技能実習制度	技能実習生	4,000 名
	実習実施者	1,000 機関
	監理団体	500 機関
特定技能制度	特定技能外国人	1,000 名
	特定技能所属機関	400 機関
	登録支援機関	200 機関

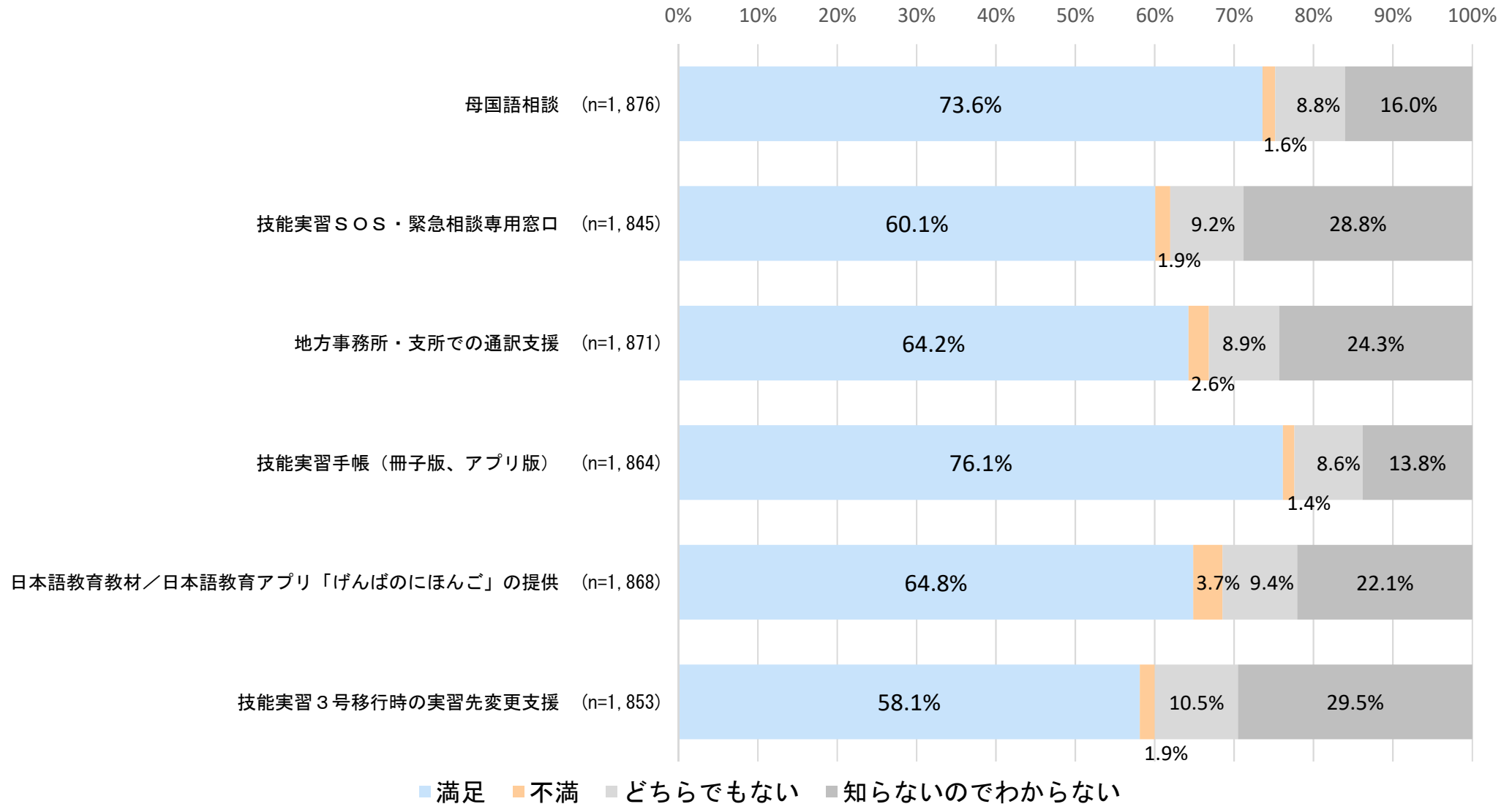
5 有効回答数

	対象者等	配付数	有効回答数	(回答率)
	全体	7,100	3,906	(55.0%)
技能実習制度	技能実習生	4,000	1,915	(47.9%)
	実習実施者	1,000	604	(60.4%)
	監理団体	500	378	(75.6%)
(内訳)	特定技能外国人	1,000	621	(62.1%)
特定技能制度	特定技能所属機関	400	262	(65.5%)
	登録支援機関	200	126	(63.0%)

(技能実習生向けアンケート)

(2) 関係者に対する意識について

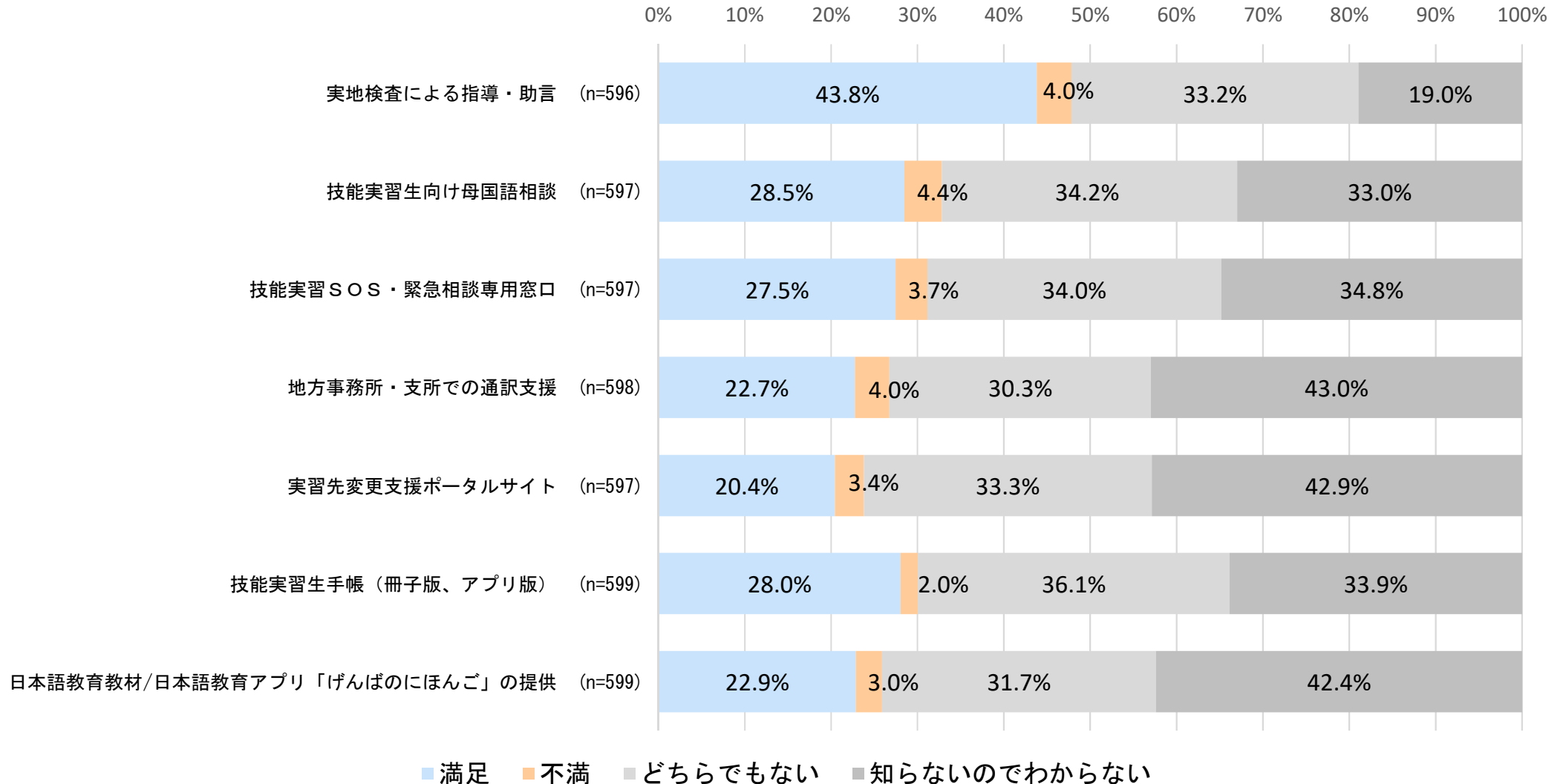
Q6 外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



(実習実施者向けアンケート)

(2) 関係者に対する意識について

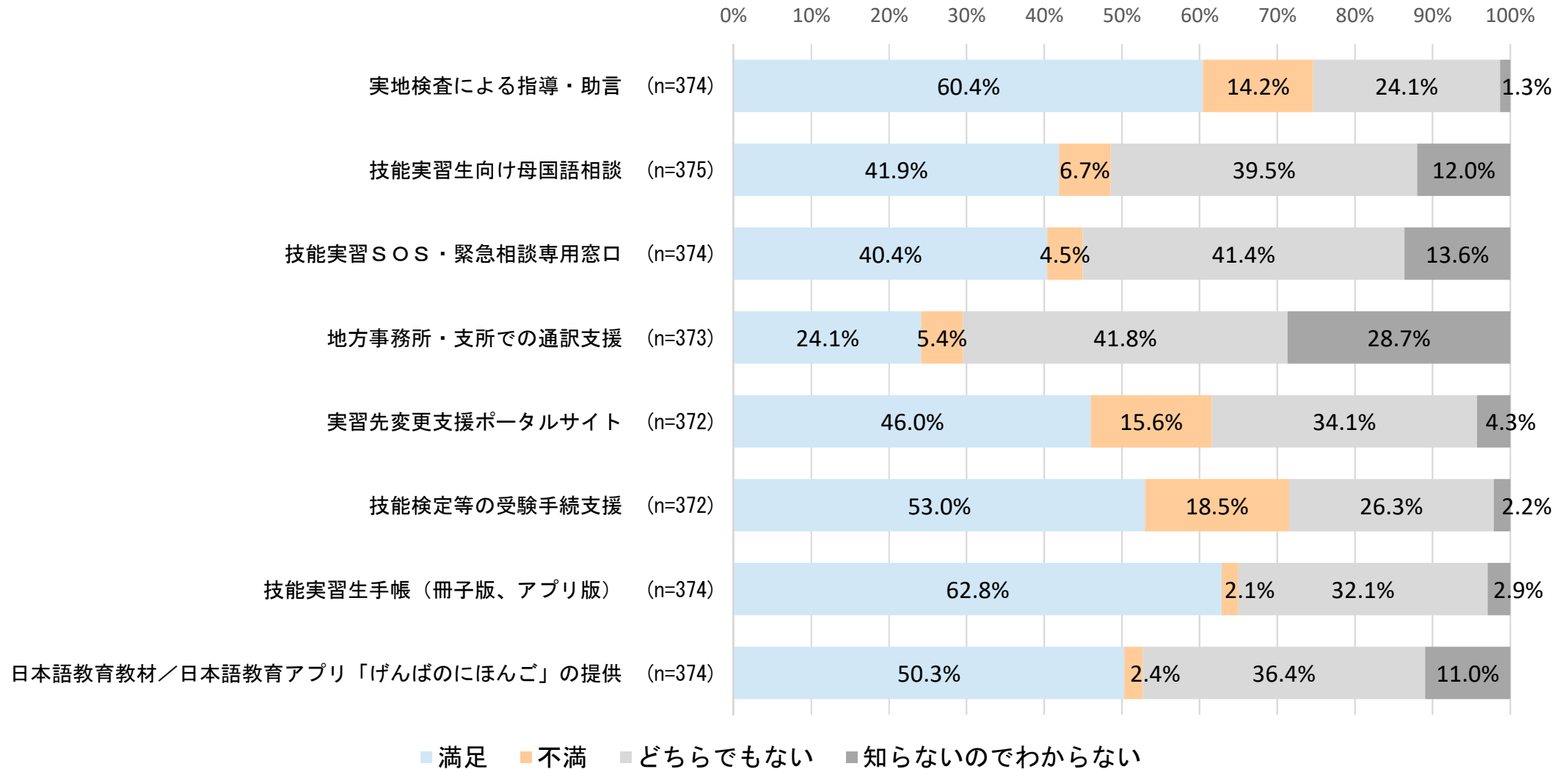
Q5 外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



（監理団体向けアンケート）

（2）関係者に対する意識について

Q6 外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



特定技能制度における実地調査、行政処分等の状況



- 地方入管官署は、特定技能所属機関等の定期的な届出等に基づき、実地調査を実施している。
- 制度施行後3年間で、特定技能所属機関に対する受入れ停止措置は、14機関、登録支援機関の登録の取消しは7機関である。

1 実地調査件数

	平成31（令和元）年	令和2年	令和3年	合計
特定技能所属機関	8	2,227	4,182	6,417
登録支援機関	1	1	2	4
合計	9	2,228	4,184	6,421

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

2 行政処分等の件数

① 欠格事由認定・登録の取消し

（単位：機関数）

	平成31 （令和元）年度	令和2年度	令和3年度	合計
特定技能所属機関	0	3	11	14
登録支援機関	0	3	4	7
合計	0	6	15	21

② 改善命令

（単位：機関数）

	平成31 （令和元）年度	令和2年度	令和3年度	合計
特定技能所属機関	0	0	1	1
合計	0	0	1	1

【特定技能所属機関の欠格事由認定の上位3事由】

- ・ 実習認定の取消し 8件
- ・ 労働関係法令違反 3件
- ・ 不法就労助長 2件

【登録支援機関の登録取消しの上位3事由】

- ・ 技能実習制度における不正行為 2件
- ・ 出入国又は労働関係法令による罰金刑 2件
- ・ 偽造文書の提出等 1件

（注）同一機関が複数の事由に該当する場合がある。

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの